

定 款

ニデック株式会社

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、ニデック株式会社と称する。

2 英文ではNIDEC CORPORATIONと表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気機器、電気機械および器具等の製造販売
- (2) 電子機器および各種電子部品等の製造販売
- (3) 精密機器、精密機械および部品等の製造販売
- (4) 光学機器、光学機械および部品等の製造販売
- (5) 産業用機器および産業用ロボット等の製造販売
- (6) 計測機器、制御機器および精密測定機器等の製造販売
- (7) 鍛圧機械、精密プレス加工製品および金型等の製造販売
- (8) 自動車等輸送用機器の部分品等の製造販売
- (9) 事務用機器および通信機械器具等の製造販売
- (10) 医療用機器および医療用機械器具等の製造販売
- (11) 半導体、集積回路、基板および超小型回路製造組立機械等の製造販売
- (12) 各種センサーおよびその応用製品等の製造販売
- (13) その他の機械、器具および部品の製造販売
- (14) ソフトウェアおよび情報機器等の開発、販売および保守サービス
- (15) 各種映像ならびに通信システム等の開発、製造販売および保守サービス
- (16) 損害保険代理店業および生命保険の募集業
- (17) 動産、不動産の売買、賃貸借、仲介ならびに管理業
- (18) 書籍、教材および文具の販売
- (19) 旅行斡旋業および広告宣伝業
- (20) 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店所在地)

第 3 条 当社は、本店を京都市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

（発行株式数）

第6条 当社の発行可能株式総数は19億2,000万株とする。

（単元株式数）

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

（株主名簿管理人）

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

（株式取扱規則）

第9条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会で定める株式取扱規則による。

（単元未満株主の権利）

第10条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（1）会社法第189条第2項により定款をもってしても制限することができない権利

（2）株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

第3章 株主総会

（基準日）

第11条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

（招集の時期）

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

（招集権者および議長）

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役社長にさしつかえがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

（決議の方法）

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の数)

第17条 当社の監査等委員でない取締役は15名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする。

(取締役の選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において選任し、その選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第19条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 補欠のため就任した監査等委員である取締役の任期は、前任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会は、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から、取締役会長1名、取締役社長1名、ならびにその他の役付取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。

2 前項の規定による取締役にさしつかえがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第23条 取締役会の決議は、当該事項の議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる

第5章 監査等委員および監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第25条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第26条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議)

第27条 監査等委員会の決議は、当該事項の議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。

第6章 取締役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は

800万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第29条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当決定機関)

第30条 当会社は、取締役会の決議により、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項を行うことができる。

(剰余金の配当の基準日)

第31条 剰余金の配当として期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対しこれを行うことができる。

(除斥期間)

第32条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。なお利益配当金および中間配当金には、利息をつけないものとする。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1 2020年6月開催の第47回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）と締結済の責任限定契約については、なお従前の例による。